

都立特別支援学校活用促進事業における適格請求書等保存方式（インボイス制度）の適用について

体育施設利用時にお支払い頂く光熱水費負担金について、インボイス対応を行った納付書の交付を開始します。

令和5年10月1日より、インボイス対応を行った光熱水費負担金の納付書を交付します。ただし、既に上記期間にインボイス対応前の納付書でご納付頂いた方で、適格請求書（領収書）が必要な場合は、別途適格請求書（領収書）を発行いたします。

■ インボイス対応の納付書への変更について

※照明代や空調代が0円の体育館やグラウンド・テニスコートは対象外です。

令和5年10月1日以降 体育施設利用分	対象	光熱水費負担金（照明代・空調代）のお支払いが発生する、体育館
	納付書	新たに以下の3点が納付書に記載されています。 ・インボイス登録番号 ・適用税率 ・税率ごとに区分した消費税額等

適格請求書が必要な場合は、納付後に受領する領収証書でご対応ください。
納付書を紛失なさないよう、取り扱いにはご注意ください。

■ 適格請求書（領収書）の発行を希望される方へ（10月・11月に施設利用された方向け）

※適格請求書の宛名は、登録団体名または代表者氏名となりますので、ご了承ください。
(公益財団法人東京都スポーツ文化事業団へ登録していない法人名等での発行できません。)

- 10月・11月に施設利用をされた方で、適格請求書（領収証）の発行を希望される場合は、発行申請手続きを行って頂く必要がございます。
- 発行をご希望される方は、**令和6年1月末迄**に以下のお問い合わせ先までご連絡ください。
- なお、発行までに3～4週間程度要しますので、ご了承ください。
※公益財団法人東京都スポーツ文化事業団では、適格請求書の発行手続きはできませんので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】

東京都生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部パラスポーツ課都立学校活用担当
<連絡先>
03-5000-7241